

# 大阪府立今宮工科高等学校 定時制の課程 規則

令和6年4月1日

## 高校生活のスタートにのぞんで

### (1) 生徒心得としての規則

1. 授業中、審査中は、他の人に迷惑のかかるような行為をしないこと。  
また、他のクラスの授業および審査妨害となるような行為はしないこと。
2. 授業には学習意欲をもって積極的にのぞむこと。
3. 教室では決められた座席にすわること。
4. 校舎や校庭は全日制との共用です。お互い後始末を行うのは当然の礼儀です。  
教室の清掃、机の整頓、ゴミの分別、下校時の戸締まり等をきちんと行うこと。
5. 教室をはじめ校内の建物・器物は大切に、もし破損した場合は学級担任に届け出ること。特にガラス破損については届け出て個人または学級にて弁済すること。
6. 学校へはナイフ等の危険な物を絶対に持ってこないこと。
7. 金銭・物品等を紛失または拾得した場合は生活指導部に届け出ること。
8. 電灯のスイッチ、水道栓、エアコンの取扱いについては、省エネに留意すること。
9. 校内は本校関係者以外は立入禁止とする。友達などが学校にたずねてこないようにしておくこと。
10. 欠席、遅刻、早退の場合は、必ず担任に連絡すること。
11. 自転車は自転車置き場におくこと。
12. 生徒証は常に所持するものとする。
13. 校内において、携帯電話は電源を切っておくか、マナーモードにしておくこと。
14. SNSなどでの個人情報の取り扱いに十分に注意し、迷惑をかけないこと。

### (4) おもな規則について

#### ■自動車・オートバイ・原付などの車輛通学は、原則として禁止されています

勤務の都合上等で、やむをえず車輛通学の必要のある生徒は、担任を通じて生活指導部で許可申請をすること。

#### ■校内での喫煙は禁止されています

##### その他懲戒（退学、停学、訓告）の対象となる主な項目

- 審査において、不正行為を行った者。
- 校内での飲酒および酒気をおびて登校した者。
- シンナーや覚醒剤等の薬物を使用した者。
- 他人に暴行を加えまたは傷害を与えた者。
- いじめまたは脅迫・恐喝を行った者。
- 学校または他人の財物を損壊した者。
- 学校または他人の財物を横領または窃取した者。
- 教師に反抗し、その戒告を聞かぬ者。